【返済額の例】 ※金額は例示です。実際の貸付額は個別の必要性により決定することになります。返済金額の目安としてご覧下さい。

◆福祉資金の例（年利1.5%の場合）

借入額	返済期間	毎月の返済額（最終返済回の返済額）	総返済額
50万円	3年（36回）	14,200円（14,562円）	511,562円
100万円	5年（60回）	17,290円（18,015円）	1,038,125円
	6年（72回）	14,510円（15,415円）	1,045,625円
	7年（84回）	12,530円（13,135円）	1,053,125円
250万円	6年（72回）	36,300円（36,762円）	2,614,062円
	7年（84回）	31,340円（31,592円）	2,632,812円
	8年（96回）	27,610円（28,612円）	2,651,562円

5 資金を借りる方

⑴ 「借受人（決定までは借入申込者、以下同じ）」となる方

○「世帯への貸付」という考え方の制度ですが、資金貸付の「契約」は、個人の方と締結します。本制度の実施主体である東京都社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。

○資金種類および利用目的により、どなたが「借受人」となるかが異なります。

資金種類および利用目的	「借受人」となる方
福祉資金福祉費（下記以外の経費）	原則として「生計中心者＊」を借受人とします。
福祉資金福祉費（技能習得に必要な経費）（就職の支度に必要な経費）	原則として「資金使用者（修学者等）」を借受人とし、「生計中心者＊」を連帯借受人とします。

＊「生計中心者」とは、世帯の中で一番収入が多く、中心となって生計を支えている方のことです。

○ただし、世帯員の年齢や就労状況等を踏まえ、世帯の状況によっては、どなたを「借受人」とすることが適切か、ご相談させていただきます。

次の状況にある方は借受人等になることはできません

- **○収入がない又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している世帯の方**
- **○多額な負債がある方及び返済が滞っている方**
- **○債務整理の予定がある方及び債務整理中の方**
- **○現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度＊の連帯保証人になっている方及びその世帯員**
 - ＊不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く。
- **○公務員（世帯内に公務員の方がいる場合も含む）＊**
 - ＊雇用形態によって借受人・連帯借受人になれる場合があります。詳しくは区市町村社会福祉協議会にご確認ください。
 - ＊公務員の方も連帯保証人になることは可能です。